

特定非営利活動法人 チアアップつくば 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 チアアップつくば（略称 CHERUPつくば）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県つくば市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、食品ロスの削減およびその有効活用を通じて、環境の保全並びに持続可能な資源循環の促進を図るとともに、食の支援を必要とする人々に対する支援を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) まちづくりの推進を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 公共冷蔵庫の設置・運営事業
 - ② 食品の収集・保管・配布事業
 - ③ 食品ロス削減および食育に関する普及啓発事業
 - ④ 活動の可視化を通じた市民参加促進事業
 - ⑤ ボランティア活動の運営および支援事業
 - ⑥ 生産者および食支援団体との連携・協働事業
 - ⑦ その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、必要に応じ2人以内の副理事長をおくことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、必要に応じ事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等となるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の過半数以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事業所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認定の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理事長	田中 万貴
副理事長	埴 徹
理事	星 栄一
同	瀬戸口 進
同	栗山 武志
同	飯島 洋省
監事	来栖 宏美
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	個人・団体・法人	なし
	年会費	個人	5,000円
		団体・法人	10,000円
(2) 賛助会員	入会金	個人・団体・法人	なし
	年会費	個人	3,000円／1口(1口以上)
		団体・法人	10,000円／1口(1口以上)

(法第10条第1項第2号イ関係)

役員名簿

特定非営利活動法人 チアアップつくば

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	田中 万貴		無
副理事長	塙 徹		無
理事	星 栄一		無
理事	瀬戸口 進		無
理事	栗山 武志		無
理事	飯島 洋省		無
監事	来栖 宏美		無

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設 立 趣 旨 書

2025年 11月 7日

特定非営利活動法人 チアアップつくば

設立代表者

氏名 田中 万貴

1 趣 旨

現状と課題

現代社会では、食料自給率の低下と食料輸入への依存が進む一方で、本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」が大量に発生しています。農林水産省及び環境省の推計によれば、2023年度の日本国内で年間464万トンもの食品ロスが発生しており、農林水産省ではこれを「本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品」と定義しています。

一方で、日本では子どもの約9人に1人が相対的貧困の状態にあるとされ、若者や高齢者を含め、日常的な食事の確保に困難を抱える人々が少なくありません。このように、「食べられる食品が廃棄される」一方で、「食に困る人々が存在する」という、食をめぐる深刻な矛盾が生じています。

この「食品ロス」は、食品製造業、卸売業、小売業・外食産業、消費者に至るまでの一連の流れ(以下、「フードサプライチェーン」という)の各段階で発生しています。製造段階でのパッケージ印字ミスや破損、小売店での売れ残り、消費段階での食べ残しなどがその代表例ですが、これらの統計には、農林漁業などの生産段階で発生する廃棄は含まれていません。統計に表れない「見えないロス」の代表的な例が、農産物における「圃場廃棄」です。これは、形や大きさが流通規格に合わないことや、価格の下落、供給過多などを理由に、収穫されることなく畑に残され、廃棄される農産物を指します。同様の構造は、漁業や畜産業など、他の一次産業にも存在しています。

本法人の取り組み

本法人は、「圃場廃棄」やフードサプライチェーンで発生する「食品ロス」を未利用資源として捉え直し、食支援が必要な方々が時間や人目を気にせず、24時間いつでも食品を受け取れる「公共冷蔵庫」を設置します。これは、欧州などで普及している地域共有冷蔵庫の仕組みを参考にした無人受け渡しシステムで、日本国内でも実証されています。この取り組みにより、「食べられる食品をきちんと食べて消費する」社会を実現し、これらの課題を解決していきます。

私たちは設立に至るまで、「見えないロス野菜」を食料支援活動を行う団体へお届けする提案を行ってきました。その活動の中で、「日程や時間が合わない」「保管場所がない」「日持ち

がしない」といった理由から、届けきれず、やむを得ず廃棄となってしまうケースがありました。

「公共冷蔵庫」を設置することで、食に困難を抱える人がいつでも利用できる環境を整え、食に困難を抱える方々と食料支援活動を行う方々の双方を支えています。

具体的事業内容

(1) 公共冷蔵庫の運営

未利用資源などを受け入れ、食に困難を抱える人々や食支援団体に提供します。

利用者は、食に困難を抱える人やこども食堂運営者などを想定し、事前登録制でシステム管理のうえ、無人受け渡しを可能にします。（他県で実証済のシステムを導入）

(2) 寄贈品の引き取りと輸送

「未利用資源」の大きな課題は「輸送」、農産物においては「収穫」です。これらの課題を解決するためには「捨てない選択」の提案が必要です。ボランティア等による収穫・回収・輸送を担える環境づくりを構築し、状況に応じて企業や物流事業者との連携も行い、安定した輸送体制の構築を目指します。

(3) 支援の可視化

自発的に他人や社会に貢献する「ボランティア」、食品や日用品を提供する「寄贈者」、資金面で活動を支える「寄附者」など、さまざまな形の支援が存在します。

本法人は、ボランティア、寄贈者、寄附者など、さまざまな形で支援に関わる方々の貢献を数値化し、可視化する仕組みを構築します。例えば、収穫ボランティアの回収した食品の量、寄贈された物資の量などを記録し、支援者が自身の貢献を具体的に実感できるようにします。この貢献度の可視化により、支援者同士のつながりが生まれ、新たなコミュニティづくりと参加意欲の向上、持続的な協働の基盤づくりを目指しています。

NPO法人化の必要性

(1) 営利活動の限界と非営利組織の必要性

「未利用資源」は、既存の流通システムでは対応できないからこそ廃棄されていた。

本法人は「食べられる食品は、きちんと食べて消費する」という理念のもと活動していますが、この活動は営利企業としては成立しません。だからこそ公益的な立場から取り組む意義があります。本法人は、既存の流通システムでは対応できない領域を補完し、

「未利用資源」の活用、すなわち食品ロス削減と食支援の橋渡しを担います。こうした活動を継続的かつ安定的に進めるためには、非営利組織として基盤を確立する必要があります。

(2) 継続的・安定的な活動基盤の構築

公共冷蔵庫の運営、ボランティアの組織化、地域の支援団体との連携など、本法人の活動を継続的かつ安定的に実現するには、行政・企業との連携、継続的な資金調達、責任ある運営体制の確立が不可欠です。これらを実現し、地域の食のセーフティネットとして長期的に機能するには、非営利組織としての法人格を取得することが必要です。

2 申請に至るまでの経過

2024年	10月	規格外野菜・圃場廃棄の課題解決についてプロジェクト始動
2025年	2月	特定非営利活動法人設立に向けての勉強会（こども食堂の現状と課題）
2025年	3月	特定非営利活動法人設立に向けての勉強会（フードバンクの現状と課題）
2025年	4月	特定非営利活動法人設立に向けての勉強会（公共冷蔵庫の視察） 公共冷蔵庫導入に向け打合せ（日本フードリカバリー協会）
2025年	5月	食品ロス情報交換会参加
2025年	6月	加工野菜の大量返品を配布 食品ロス削減サポーター認定
2025年	7月	特定非営利活動法人設立準備会開催 食品ロス情報交換会参加
2025年	9月	食品ロス情報交換会参加 アップサイクルについて情報交換会
2025年	10月	規格外にんにく300kgの配布 食品ロス情報交換会参加 バーチャル公共冷蔵庫としてテスト運用開始
2025年	11月	設立総会開催

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 チアアップつくば

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、バーチャル公共冷蔵庫のテスト運用を通じて、翌年度以降の本稼働に向けた基盤を目標とする。
- ・生産者や企業との連携先開拓を進め、つくば市を起点とした食品ロス削減の仕組みづくりを開始する。
- ・本法人の事業内容をより多くの方々に知っていただくため、ホームページの開設準備を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①公共冷蔵庫 の設置・運営 事業	・寄贈された食品を公共冷蔵庫 を活用し困窮世帯や、食支援 団体へ食支援をおこなう ・本年度は、物理的な設置場所 の選定を進めながら、主たる 事務所を受け渡し拠点として テスト運用をおこなう	(A)通年 (B)つくば市内 (C)1人	(D)つくば市近郊 の住民およ び食支援団 体 (E)10名（または 10団体）	30千円
②食品の収 集・保管・配 布事業	・何らかの理由で廃棄される食 品を活用するため、寄贈に向 けた物流基盤の構築をおこな う	(A)通年 (B)関東圏 (C)1人	(D)つくば市近郊 の住民およ び食支援団 体 (E)3名程度（個 人および団 体を含む）	81千円
③食品ロス削 減および食 育に関する 普及啓発事 業	・食品ロス削減に向けたセミ ナーの開催や、食育の一環と して生産体験などのイベント を実施する ・本事業年度は、ホームページ の開設準備を進める	(A)期間中随 (B)主たる事務所 (C)1人	—	18千円

④活動の可視化を通じた市民参加促進事業	・食品ロス削減及び食支援活動を支える市民参加型プラットフォームを構築する ・食品寄贈のほか、食品寄贈に係る配送協力、仕分け作業多様な形で参加を受け入れ、各参加者の貢献度を可視化することで、継続的な活動への参加を促進する	・本事業年度は、翌年の実施に向けて可視化の仕組みについて議論を進める	—	—
⑤ボランティア活動の運営および支援事業	・本法人の活動に参加するボランティアの運営および支援を行う	・本事業年度は、実施予定なし	—	—
⑥生産者および食支援団体との連携・協働事業	・生産者、食品工場、企業、食支援団体などとの包括的な連携協定の締結や、協働プロジェクトの実施を行う	・本年度は、組織間連携に向けた協力の打診および関係構築を進める	—	—
⑦その他目的を達成するために必要な事業	・食品ロス削減及び食支援の活動を通じて発見した課題について、CSR活動として取り組む企業・団体を募集し、協働による課題解決を推進する	・本事業年度は、翌年の実施に向けて可視化の仕組みについて議論を進める	—	—

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。

(法第10条第1項第7号関係「翌事業年度の事業計画書」)

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 チアアップつくば

1 事業実施の方針

- ・初年度のテスト運用の結果を踏まえ、公共冷蔵庫事業の本格展開を目指す。
- ・前事業年度に準備を進めていたホームページを開設し、つくば市を起点とした食品ロス削減の取り組みを広く周知する。
- ・活動の可視化システムを導入し、より多くの市民・事業者の参加を促進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①公共冷蔵庫 の設置・運営 事業	・寄贈された食品を公共冷蔵庫を活用し困窮世帯や、食支援団体へ食支援をおこなう ・つくば市内に物理的な公共冷蔵庫を設置し、日時に捉われない食支援を実現する	(A)通年 (B)茨城県内 (C)2人	(D)つくば市近郊の住民および団体 (E)50～200名	2,066千円
②食品の収集・保管・配布事業	・何らかの理由で廃棄される食品を活用するため、寄贈に向けた物流や荷役・集荷などの活動をサポートをおこなう	(A)通年 (B)関東圏 (C)2人	(D)食品を寄贈する生産者・企業、および食品の提供をうける個人・団体 (E)5名(団体)～20名(団体)	242千円

③食品ロス削減および食育に関する普及啓発事業	・前事業年度に準備したホームページを開設し、食品ロス削減の取り組みを広く発信する ・食品ロス削減に向けたセミナーの開催 ・食品ロスに関係するコラムなどSNSを用いた配信 ・食育の一環として収穫体験などのイベントを実施する	(A)通年 (B)茨城県近郊 (C)2人	(D)希望する個人および団体 (E)不特定多数	72千円
④活動の可視化を通じた市民参加促進事業	・食品ロス削減及び食支援活動を支える市民参加型プラットフォームを構築する ・食品寄贈のほか、食品寄贈に係る配送協力、仕分け作業多様な形での参加を受け入れ、各参加者の貢献度を可視化することで、継続的な活動への参加を促進する	(A)通年 (B)茨城県近郊 (C)2人	(D)希望する個人および団体 (E)不特定多数	—
⑤ボランティア活動の運営および支援事業	・食品ロス削減や食支援に取り組む個人および団体への支援をおこなう	・本事業年度は、実施予定なし	—	—
⑥生産者および食支援団体との連携・協働事業	・生産者、食品工場、企業、食支援団体などとの包括的な連携協定の締結や、協働プロジェクトの実施する	(A)通年 (B)関東圏 (C)2人	(D)生産者、食品関連事業者、食支援団体 (E)10団体程度	—
⑦その他目的を達成するために必要な事業	・食品ロス削減及び食支援の活動を通じて発見した課題について、CSR活動として取り組む企業・団体を募集し、協働による課題解決を推進する	(A)通年 (B)関東圏内 (C)2人	(D)生産者、食品関連事業者 (E)10事業者程度	20千円

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。

(法第10条第1項第8号「翌事業年度の活動予算書」)

設立当初の年度 活動予算書
 法人設立の日から令和8年3月31日まで
 特定非営利活動法人 チアアップつくば
 (単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	60,000	
賛助会員受取会費	30,000	
2. 受取寄附金		
受取寄附金	39,000	
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
4. 事業収益		
事業収益		
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		
経常収益計	129,000	129,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	10,000	
旅費交通費	30,000	
通信運搬費	89,000	
減価償却費		
支払利息		
その他経費計		
事業費計	129,000	129,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費		
通信運搬費		
減価償却費		
支払利息		
その他経費計		
管理費計	0	0
経常費用計	0	0
当期経常増減額	0	0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計	0	0
当期正味財産増減額	0	0
前期繰越正味財産額	0	0
次期繰越正味財産額	0	0

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 チアアップつくば

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	100,000	
賛助会員受取会費	300,000	
2. 受取寄附金		
受取寄附金	1,000,000	
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	1,000,000	
4. 事業収益		
事業収益		
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		
経常収益計	2,400,000	2,400,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	10,000	
旅費交通費	120,000	
通信運搬費	204,000	
減価償却費		
支払利息		
設備・備品購入費	2,066,000	
その他経費計		
事業費計	2,400,000	2,400,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費		
通信運搬費		
減価償却費		
支払利息		
その他経費計		
管理費計	0	0
経常費用計	0	0
当期経常増減額	0	0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計	0	0
当期正味財産増減額	0	0
前期繰越正味財産額	0	0
次期繰越正味財産額	0	0